

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○岩中伸司君 おはようございます。新社会党・岩中伸司でございます。荒尾市選挙区でございます。久しぶりのまた質問で、皆さん方にはお聞き苦しい点多々あるかと思えますけれども、しばらくの辛抱をよろしくお願いしておきたいというふうに思います。

そして、ずっとこの議会でも話が出ていますけれども、8月10日、11日の大変な災害について、お亡くなりになった方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さんが、今も、この夏の暑い時期に、一生懸命頑張って復旧作業されていることに心から敬意を表したいというふうに思います。一日も早い復旧できますように心から祈念申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入っていきます。

まず、長射程ミサイルの健軍駐屯地への配備についてお尋ねをいたします。

防衛相が、8月29日、有事の際の反撃能力、敵基地攻撃能力となる長射程ミサイルを熊本市東区の陸上自衛隊健軍駐屯地に配備すると発表しました。配備先は、健軍を含めた全国6か所の基地や駐屯地となるということです。

現在も世界中で戦争が続いており、長期間にわたる内戦や外国の介入が要因となり、多くの避難民を生み出し、多数の犠牲者を出しています。

日本は、敗戦後、1946年11月3日に日本国憲法を公布し、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原則を明らかにしています。二度と戦争を起こしてはならないと、憲法9条で戦争の放棄を明確にしています。9条1項では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」。そして、第2項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。

しかし、現在、この憲法が守られていない現状を強く感じています。平和憲法があるにもかかわらず、この10年ほどの政治の動きは、平和とは逆の方向に進んでいます。

振り返ってみれば、安倍内閣が閣議決定で集団的自衛権の行使を容認したのが2014年7月で、日本が武力攻撃を受けていなくても、同盟国など密接な関係にある第三国が攻撃された際に、共同して武力攻撃を阻止、反撃する国際法上の権利を、国民の命と平和な暮らしを守るためとして、限定的な集団的自衛権の行使を容認しました。

2015年4月には、日米新ガイドラインがつくられ、米軍と自衛隊の幅広い共同対処が可能になっています。

安倍政権が、新たな安保戦略として、敵基地攻撃能力について議論するという方針を示したのは2020年。2022年には、岸田政権によって長射程ミサイルの保有を明記した安保3文書が閣議決定されています。

それと軌を一にして、台湾有事が焦点となり、台湾で開かれたシンポジウムにオンライン参加の安倍元首相が、2021年12月1日に、台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもあると発言しています。

同月に、マスコミが、自衛隊と米軍は台湾有事を想定し、共同作戦計画の原案を作成した、米軍は、奄美大島、宮古島を含む南西諸島に臨時の攻撃拠点を置く、それが実行されると、住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高いと報道しています。

自衛隊と米軍との軍事的一体化が進むことにより、日本が戦争の当事者となれば、日本の本土に住んでいる住民が戦争に巻き込まれることになります。日本は、80年間戦争をしていなくて、憲法では戦争をしないと明言しているにもかかわらず、戦争をするような国になっています。

このような過去の経緯も踏まえた上で、今回の長射程ミサイルの健軍駐屯地への配備について、強く反対をし、阻止すべきです。配備の決定に際して、地元住民への十分な説明の機会もなく、不安を感じている住民の方も多いのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

県民の安全、安心の確保、住民の不安の払拭についてどのようにお考えか、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員から、長射程ミサイルの配備について御質問いただきました。

この御質問は、代表質問の3つの会派全てと、昨日、岩田議員からもいただいておりますので、答弁、重複せざるを得ないことは御容赦ください。

私は、国による積極的な外交の展開により、平和で安定した国際社会が実現されることを切望しております。今回のスタンドオフミサイルの整備計画も含めた防衛力強化の取組は、こうした外交を展開する裏づけとなるものとして、国や国会において、これまで議論がなされ、結論が出たものでございます。

一方で、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じておられる県民もおられます。そのため、私は国へ、県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うことや、訓練などにおける安全対策、住民生活に配慮した取組の実施を強く要望いたしました。

九州防衛局からは、部隊は、状況に応じて平素の配備先から必要な場所へ移動して任務に当たることになるため、特定の場所への配備をもって、その場所で運用することになるわけではないとの説明を受けたところでございます。

また、訓練などにおける安全対策や住民生活への配慮については、地元住民の皆様には危険が及ばないよう適切に実施するなど、引き続き安全対策に万全を期していくと説明されています。

さらに、九州防衛局は、本県からの要望も踏まえ、速やかにスタンドオフミサイル配備についての相談窓口の設置やQ&Aのホームページ掲載などの対応をいただいたところでございます。

今後とも、訓練などにおける安全対策や住民生活への配慮、県民の不安に対応するため、様々な手段

を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明を行ってもらおうよう、引き続き国に要望してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 知事より答弁をいただきました。

冒頭、答弁をされた国による積極的な外交の展開で、そのことで、平和で安定した国際社会をやっばり実現していく、そのことをしっかり自分は考えているということで、冒頭はそういうことでしたけれども、その後は、この基地については、そのまま認めていくというような認識ですが、ただ、最初に知事が言われた言葉は、本当の意味で、外交の展開でお互いに話し合いの中で、外交の中身に今は軍備が入っているんですね。この軍備を入れない外交、本当の意味での人間と人間の接し方が、やっぱり平和をつくっていくというふうに思いますので、ぜひその方向を示していってもらいたいというふうに思います。

知事の腹の底は、そういうところがあるなということを感じましたので、少しはほっとしましたが、そうじゃない勢力の方がいっぱいいらっしゃいますから、そこにも負けないように頑張っていかなければいけない。とにかく、戦争は二度としてはならない。

で、毎日のようにガザ地区のこの戦闘でミサイルでやられて、それはウクライナもそうです。世界中そういうところが増えていきます。ガザ地区では、もう映像を見るだけでぞっとする。子供たちも、もう骨と皮だけになるような体になっているし、もう命が毎日のように奪われていっている。これをやっぱり絶対やめさせていく、そういう私たちの運動をつくり上げていかなければならないな、このように思います。

いろんなことがあってもこの戦争だけは絶対にやらないという決意を、知事も、腹の中だけでなく表に出して、戦争だけは、絶対武器を持たないという憲法をしっかりとやっぱり持っていくということが必要ではないかなというふうに思います。

この問題については、熊本の市民も県民も、中にはいろんな人もいますけれども、本当は心配で仕方がないんじゃないかな。

で、昨日やったですかね、西議員の代表質問の中で、宮古島へ行って、宮古島は、その住民が1万2,000人、この九州・熊本へ避難をするという想定をやつが、武力攻撃があった場合に、そういう想定がされた図面が書かれながら、そういう説明会もあっているそうです。

で、その住民の人たちと話をしてきたというのを、この代表質問の中で言われてましたけれども、その言葉は、住民の人たちも説明会に来て聞いていって、熊本へ行くなら、この健軍のミサイルの話をしたところが、そしたら熊本へ行っても避難にはならないのではないかと、確かに、そうではないかというふうに思います。私も、宮古島へ行って話を聞きたいという気持ちを、昨日そういうのは受けたんですけども、ぜひ皆さん方も、いろんな問題があっても、やっぱり戦争につながる政策については、やっぱりストップをかけていくように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。(発言する者あり)一緒に頑張らしましょうよ、一緒に。

そういうことを、政党は、私は新社会党という党ですけれども、自民党の皆さんも気持ちは一緒と思

いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

川辺川ダム建設についてお尋ねをいたします。

これも、もう多くの方が質問されていますけれども、よろしくお願いします。

川辺川ダム建設計画が発表されて59年が経過しています。しかし、ダム建設に反対する声が強く、現在までダム本体工事に着工していません。漁業者や流域住民をはじめダム建設反対の声が強く、事業を進められないのが現状だと思います。

川辺川に関する住民討論集会が、2001年から2003年まで9回開催され、2008年には蒲島前知事がダム反対を表明しています。しかし、2020年7月の球磨川豪雨災害後、蒲島前知事が流水型の川辺川ダムの建設を国に要望しました。

昨年、9月議会の一般質問で、私は、全国の流水型ダムでは、アユなどが激減し、濁りが長期化するようになり、上流や下流に土砂が堆積し、雑草が生え、生態系も景観も大きく変わっている。

2020年7月の球磨川豪雨災害は、山田川など球磨川支流の氾濫が午前6時頃から始まり、午前6時半から午前7時過ぎにピークに達した。人吉市で亡くなられた20名の方々は、全て支流氾濫によるもので、亡くなられた時間は、午前7時から8時と推定をされている。これは、球磨川本流がピーク流量に達する午前10時より2時間前になると主張をしましたが、これに対する知事の答弁は、私の見解とは異なるものでした。

それから1年、川辺川の流水型ダム計画をめぐり、9月5日、6日に、国交省が人吉市で公聴会を開きました。この公聴会は、国土交通大臣が事業認定の可否を判断する際の参考とするもので、ダム計画が認定されれば、建設に必要な土地等の収用が可能となり、その点において重要な意見聴取の機会です。

公聴会では、28人が意見を述べ、このうち22人が反対、6人が賛成の立場で意見が述べられ、熊本豪雨で多数の犠牲者が出たのは、支流の氾濫が大きな原因だとか、国は球磨川洪水の原因を住民と共同で検証すべきという意見もあったと報道されています。

ダム建設について疑問や、水質や安全の確保について懸念を持っている住民も多く、国も県も多様な意見を丁寧に酌み取ってほしいと思います。

このようなことを踏まえ、私は、川辺川ダム建設は中止すべきと思いますが、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 川辺川における新たな流水型ダム建設についてお答え申し上げます。

まず、ダム建設反対の声が強く、事業を進められないのが現状との議員の御発言がございましたので、ダム事業の進捗状況について御説明申し上げます。

流水型ダム建設に必要な用地に関しましては、令和7年4月末時点で、国において、99%を取得しておりまして、未取得の用地についても、任意での取得に向けて丁寧に協議が進められております。

なお、家屋移転が必要な549世帯については、全て世帯の移転が完了しております。

また、今月11日には、球磨川漁協臨時総会において、ダム建設に伴う漁業補償契約案が可決されました。このことは、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向け、大きな一歩であると受け止めております。

このように、国は、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手に向けて、関係者の理解を得ながら、事業が進められているのが現状でございます。

次に、昨年9月定例会でもお答えした土砂の堆積や支川、議員は支流とおっしゃられましたが、支川の氾濫についてもお答え申し上げます。

流水型ダムにおける土砂の堆積については、昨年度お答えいたしましたダム本体構造や洪水調整の操作ルールの工夫によって、ダム建設前後で大きな差は生じないと予測されております。

また、支川の氾濫については、国や流域市町村とともに設置した検証委員会において、球磨川本川の水位の上昇によって支川の水が本川に流れにくくなったことで、支川の水位が上昇し、本川と支川の合流部付近の人吉市街部で大規模な氾濫が発生したことを科学的、客観的に検証しました。

川辺川の新たな流水型ダムで洪水を一時的にため、球磨川へ流れ込む洪水の量を減らすことが本川の水位を下げ、下流の氾濫を防ぐために有効であることは、これまでにお答えしたとおりでございます。

ダム建設について、このほかにも疑問や御懸念をお持ちの方がおられることは十分承知しております。実施事業主体である国においては、引き続き丁寧に説明を尽くしていただきたいと考えておりますし、県としても、引き続き、新たな流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認しながら、県民の皆様の理解がさらに深まるよう、丁寧に説明を続けてまいりたいと考えております。

私は、新たな流水型ダムの整備、そして遊水地の活用、森林の整備、避難体制の強化など、それらに総合的に取り組む緑の流域治水を推進することが、球磨川流域の安全、安心の実現につながると考えております。

このため、昨年と同様のお答えでございますけれども、新たな流水型ダムの建設中止を求めることはいたしません。

むしろ、本県を襲った先月の豪雨災害など、現在のこの気候変動の影響によります近年の災害の激甚化、頻発化を鑑みますと、国には早期にダム本体工事に着手いただくとともに、目標である令和17年度の完成はもとより、可能な限り工期短縮に努め、一日も早い県民の安心、安全の実現に向け事業を進めていただくよう強く求めていきたいと考えております。

今後とも、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 新たな緑の流域治水をやっぱり求めていくというお話でございました。

川辺川ダム周辺の住民の人々たちの思いは、川についてどうなのか、それをある情報で入ったんですが、一番にやってほしいのは護岸工事だそうですね。2番目が河川改修、3番目が河川掘削、4番目が

ダム建設……(発言する者あり)そういうことを、全部そうですが、順番に行けばそういうことということで、住民の人々はそういう思いがあります。

私も、この前、あの川辺川ダム建設地、現地へちょっと行ってきましたけれども、非常に緑が茂っていいところで、かなり——しかし、地元の人に聞けば、西議員がおっしゃったように、地盤に心配をされている方もいらっしゃいますし、もっともっと——それは、かなり科学的な調査をされているという知事の答弁が昨日ございましたけれども、やっぱり慎重にやっていかなければ、あの川に——そして、それから10キロも湛水やって、やっぱり崩れていく可能性もあるし、ダムというのは非常にある意味では危なくなっているんで、全国的にダム建設が今は少なくなっているんじゃないかというふうに思うんですね。私は、そういうふうな思いを持っています。

ですから、この川辺川ダムは、緑の流水ダムというきれいごとで蒲島知事が始めたんですけども、あの蒲島さんが何でああいうこと言うのかなというような思いを持つんですが、そうじゃなくて、美しい緑をダムを造って守れるはずはない、流水型でもですね。

全国の流水型のダムでは、先ほど紹介しましたように、やっぱり濁ったところも多いし、大変、きれいな流水にはならないということがありますので、ぜひそこら辺も検討を加えながら今後の進め方をお願いしたいというふうに思います。

それでは、水俣病住民健康調査についてお尋ねをいたします。

これも、もう多くの人が質問されていますけれども、ダブる面は多いと思いますが、よろしくお願いします。

水俣病の公式確認は1956年5月1日で、既に69年を過ぎています。来年70年になるということで、チッソ水俣工場でアセトアルデヒドの生産が始まったのが1932年、それから1968年に製造が停止されるまで36年間、メチル水銀を含んだ廃液が何の処理もされずに水俣湾に流されていました。

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった中毒性の神経系疾患です。しかし、オンラインの映像学習サービスで、水俣病は遺伝すると誤った情報が配信されていたことが明らかになったほか、県内の自治体が作成したカレンダーに水俣病などの感染症と記載されるなど、いまだに水俣病に対する誤解があることに驚きと強い怒りを感じます。

私は、一日も早く水俣病の問題を解決するためには、正しい情報の発信や啓発を行うこと、そして水俣病の被害に遭われた方を救うこと、この両方が大事だと思っています。

昨年9月議会の私の質問に対して、健康調査については、2年以内に確実に実施されるよう、引き続き、国が進める調査の在り方を検討、内容を注視し、必要な協力を行っていくと答弁されています。

しかし、不知火海沿岸の住民健康調査は、具体的な進展がないように思われます。住民健康調査について、国は、次年度から調査開始に向けた予算要求を行っているようですが、水俣病問題の解決に向けて、健康調査の進捗状況と県としてどのような形で協力していくのか、環境生活部長にお尋ねをします。

[環境生活部長清田克弘君登壇]

○環境生活部長(清田克弘君) まず、健康調査の進捗状況についてお答えします。

健康調査については、特措法に、国が実施し、県はそれに協力すること、国が、調査研究の実施のため、手法の開発を図ることが明記されています。

国では、昨年7月に、環境大臣が遅くとも2年以内をめどに開始すると表明され、その後、12月に、新たにメチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方に関する検討会を立ち上げました。

この検討会において、具体的な調査手法の検討が行われましたが、あわせて、本格的な調査の前に、まずはフィージビリティ調査、いわゆる実施可能性調査の必要性が提言されました。

この調査は、対象者の抽出や参加状況等の確認を行うとともに、実際に医師による診察や検査を行い、計画どおりに調査が実施可能なのか検証するためのものです。

環境省によると、今年度は40人を対象に実施可能性調査を実施し、来年度から本格調査につなげていく予定と伺っています。

議員御指摘のとおり、国の概算要求において本格調査の予算が計上されており、来年度からの確実な実施に向けての財源確保の取組も進んでいます。

次に、健康調査に対する県の協力についてお答えします。

県は、これまで、国に対して健康調査に向けた取組の加速化を要望するとともに、地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査の実施を求めてきました。

そのため、県としても、まずは実施可能性調査の着実な実施に協力するとともに、その検証結果等を踏まえた本格調査が円滑に実施されるよう、引き続き国に要望するとともに、必要な協力を行ってまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 部長から答弁をいただきました。

現在行われていることをさらにこれから一歩前へ進んでいくこと、それと、国としても、来年度のこの水俣病に関する予算は大きくしていったって、この改善のために頑張っていくという表明がなされているところです。ですから、この健康調査の問題については、順調に行くかなというふうな気持ちでいるわけですけども、これまでの経過を見れば、かなり厳しいな。

で、国も、今回、来年度から110億円の予算を計上しながら対策を進めていくということですけども、しっかり見守っていかなければならない、このように思います。

調査の具体的な問題については、昨日、西議員の質問の中にもう本当に詳しく質問されています。これから執行部も、これは国の事業、国が進めることですけども、それに対して県も協力をする、その前提は、やっぱり水俣、芦北、この住民の、県民の人たちがやはり苦しんできたということもありますので、ぜひ県も、主体性を発揮しながら国に協力をするということは大前提ですけども、ぜひそのことを上回るような県の独自のいろんな施策も考えながら進めていただきたい、このように思います。

ぜひ、もうかなり年数もたっています。もう戦後80年ですけども、来年は水俣病も風化して70年くらいになるんですかね。とにかく日にちがたつばかりですので、早めに、苦しんでいる方も今もいらっ

しゃいますので、よろしくお願いをしておきます。

続いて、4つ目の不登校の問題についてお尋ねをいたします。

不登校の現状と対策についてお尋ねをいたします。

小中学校の児童生徒の数は、全国的に減少し続けています。しかし、文部科学省が行った調査によると、全国の小中学校の不登校児童生徒数は、2013年度から11年連続で増加しており、2023年度は、過去最高の34万6,482人となっています。

熊本県も、全国の傾向と同じように、2013年度から11年間、毎年不登校児童生徒数は増え続けており、2023年度の本県の小中学校の不登校児童生徒は5,848人と、過去最高を示しています。

全国的に不登校児童生徒の増加の背景としては、児童生徒の休養の必要性や不登校児童生徒の状況に応じた学校以外の場も含めた学習活動への理解の浸透による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校の意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導への課題などが挙げられています。

このような現状を解決するためには、不登校児童生徒等の個々の状況に応じた支援が必要であり、国においては、文部科学省が、次年度から新たな事業を実施するほか、こども家庭庁と連携した取組を行うと伺っています。

不登校以外の問題、例えば、いじめ対策等とも併せ、地域や家庭などと連携した取組が必要と考えます。

県の不登校対策においても、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、学校内外の専門機関と連携した対応を行い、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指していけるよう支援するとされて、児童生徒の状況に応じた具体的な支援策が掲げられています。そして、解決が難しい問題であるがゆえに、児童生徒だけでなく、保護者はじめ家庭、そして多忙や長時間労働などの課題を抱える教員の問題など、それぞれの立場に対する適切な支援が必要ではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

不登校児童生徒が増え続けている要因は何なのか、また、そうした要因を踏まえた上で不登校児童生徒などに関する課題にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 不登校児童生徒が増え続けている要因と今後の取組についてお答えします。

不登校児童生徒数は、全国的に年々増え続け、本県においても11年連続で増加しています。令和5年度文部科学省調査結果によると、不登校の要因は、学校生活にやる気が出ない、不安・抑鬱、生活のリズムの不調、学業の不振、友人関係をめぐる問題など多岐にわたっており、これらの要因が複雑に絡み合っているものと考えています。

私の40年にわたる教員生活を振り返ると、向き合ってきた不登校児童生徒の置かれた状態、保護者の考え方も千差万別ではあるものの、不登校状態を解決するために、もっと効果的な対応ができなかったのかとじくじたる思いを持っています。

不登校は、要因が分かりにくく、かつ複合的であり、誰にでも起こり得ることであると言われております。仮に不登校になったとしても、小中高等学校、生涯を通じて、学びたいと思ったときに多様な学びにつなげていくことがむしろ重要であると考えています。

このようなことを踏まえ、県教育委員会では、昨年度から、外部有識者をはじめ不登校児童生徒親の会の代表やフリースクール等の民間施設関係者などから成る協力者会議を開催し、不登校児童生徒の背景等のさらなる理解促進や今後の支援策等について検討を進めているところです。

引き続き、協力者会議での議論の状況等を踏まえ、不登校児童生徒やその保護者に寄り添いながら社会的自立に向けて必要な支援を進めてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 教育長から答弁をいただきました。

不登校生徒は、先ほど申しましたように確実に増えている現状であります。非常に多岐にわたる理由があって非常に難しいということで、県教育委員会としては、外部有識者をはじめ不登校児童生徒親の会代表等々で、いろんな組織をつくりながら、不登校対策を進めていくということの答弁でした。

不登校児童生徒の背景は、非常に難しい問題があるというふうに思います。友達同士の問題もあるだろうし、家庭の問題、それから自分自身の学校に対するいろんな思いがあるのではないかな、複雑であるということには間違いないと思います。

ぜひ、こういう中でも、最近、一番私が思うのは、子供だけの問題でなくて、大人の社会が、人と人のつながりがもう少なくなっている、深まらなくなっている。それが子供にも影響している部分があるのではないかな、このような思いをします。

最近、皆さん方もそうだと思いますけれども、隣近所のいろんな住民のつながりの組織がなくなっていつているし、子供会やPTAとか、そういう組織もなくなっているところもあります。もっとやっぱり人が人としてつながりをつくっていかなければ、子供たちの不登校もやっぱり増えてくるのではないかな、このような思いです。

専門的にこれから検討会を進めていかれるということですので、そういうことを通じながら、ぜひ、子供たち少なくなっているんですが、不登校は増えているということですので、この改善をしていく努力を私たちも含めてやっていかなければならないのではないかな、このように思っているところです。

ぜひ、教育長を中心に、学校も、学校の先生方のいろんな労働条件等もあるというふうに思いますけれども、それをカバーする組織づくりをやりながら、ぜひこの不登校問題についても解決をしていていただきたい、このように思うところです。

続いて、県庁舎の冷房について、これは私も何回か質問をいたしましたけれども、よろしく願いをします。

ここ数年、暑さが厳しくなっておりますが、今年の夏も暑い日が続きました。気象庁によると、今年の夏、6月から8月の全国の平均気温は、平年より2.36度高く、統計のある1898年以降最も暑かったとのことで、異常な高温と説明しています。

熊本市も同様で、8月の気温で、最高気温が35度を超えた、いわゆる猛暑日は13日もありました。これだけ暑いと、室内にいても熱中症となるリスクがあるため、最近では、国も冷房を適切に使用することを推奨しています。

県庁舎内も、熱中症の心配なく、働きやすい職場環境にしなければなりません。しかし、庁舎内の現状は、働きやすい職場環境とはとても言えないほど暑さを強く感じました。各部署では、ほとんどの机の上に卓上扇風機が置かれており、地下1階の事務室には、家庭で使われる通常の扇風機が数多く置かれ、エアコンが故障して使えないのかと疑うような部屋もあります。庁舎の廊下は、エアコンの機械の音は大きく聞こえますが、通路は、暑さを強く感じ、来庁者も、暑さで不快な思いをされることでしょう。

来庁者が暑さで不快にならないために、各職員の健康管理の面でも、県庁舎の冷房温度や湿度管理などが必要と考えますが、県としての対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 県庁舎の冷房については、これまでも温室効果ガス排出削減の推進を図りつつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく冷房温度である28度以下になるよう、冷房運転を行う期間、時間の拡大や職員がモニタリングを行いながら吹き出し口の温度や風量を調整するなど、様々な取組を行ってきたところです。

しかしながら、年々厳しくなる猛暑に対応するため、今年度から新たに4つの取組を進めています。

1点目は、冷房運転の基準の見直しです。判断基準としている不快指数について、国の取扱いに合わせ、冷房運転を開始する基準を77から75に見直しました。

2点目は、運転期間の見直しです。これまで、7月1日から9月15日を基準に、その前後1か月と定めていた冷房運転期間について、前後1か月にとらわれることなく、不快指数によって判断することといたしました。

3点目は、運転時間の弾力化です。朝夕の時差出勤の拡大や熱中症リスクの低減に対応するため、不快指数に加え、環境省が示す暑さ指数も参考にしながら、冷房運転時間の延長等を行っています。

4点目は、事前準備の取組です。県庁舎では、建物の構造上、冷房設備の稼働から室温が下がるまでに時間がかかることから、気温や湿度等の予測を参考に、前日の夕方までに翌日の冷房運転の要否や開始時間等をあらかじめ決定することとしました。設備を操作する職員の勤務時間を調整し、早めに冷房運転を開始することで、冷房効果が早く現れるよう改善を図りました。

これらに加え、構造上冷房が効きにくい渡り廊下への遮熱塗料の塗布や時間外勤務用に冷房運転を延長する会議室の供用のほか、引き続きノーネクタイやポロシャツの着用等、TPOに応じた職員の服装の軽装化も奨励しています。

また、8月10日から的大雨では、閉庁日や夜間等に冷房を運転するなど、災害等に係る勤務状況に合わせた対応も行っているところです。

県としては、来庁者への配慮や職員の執務環境の確保とともに、温室効果ガス対策とのバランスを図

りながら、引き続き、冷房運転の適切かつ柔軟な運用に取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 冷房運転について、部長から答弁をいただきました。

確かに、具体的に、それぞれ冷房運転の基準の見直し、それから運転期間の見直し、こういう努力はされていますが、いろいろ説明があったので、改善されているなというふうな思いですけれども、一つ、私は、実際に庁舎内を回ってみて一番思うのは、やっぱり今年の夏でも、暑さがひどかったし、それと、この前は、8時半から本当は空調が入るんだけど、入らなかったと職員の方からお話を聞いたこともあります。

ですから、ぜひ、28度設定も、これは以前からずっと28度設定が言われていますけれども、冷房の吹き出し口が28度では、室内はもっともっと高くなっていくというふうに思います。温度が高くなるんですね。ですから、吹き出し口が28度設定ということではなくて、実際仕事をやる場所、机の上、こういうところが28度になっていかなければならないというふうに思うんです。

廊下を歩いても、一番廊下で暑いのは本館から新館に渡る廊下、もうとにかく暑くて、行ったことある方いらっしゃるかな。もうとにかく暑いんです。ここは、両側にカーテン、日光を遮る装置をずっとつけていただいていますけれども、少しは改善をされています。しかし、やっぱりそれでも職員の方は、非常に夏場の仕事は大変なようです。私は、職員の人からは嫌われるほうですけれども、この暑さだけはどがんかしてくださいというふうなことで、今度の議会、楽しみにしていますとか、そういうことを言われるんですね。

ぜひ、部長は丁寧な説明で、これを改善していくという幾つかの問題についても、それから、服装についてもノーネクタイ、ポロシャツ、これは着用がオーケーなんだということとか、暑さ指数も、運転時間とかそういうやつも改善をするという説明がございましたので、これはまた来年の話になったらいいかめですが、一番暑いときに、6月議会で質問すべきだったんですが、ちょっと質問できなかったということで、ぜひ職員の方々の話を聞いていただいて、その場に合わせて、ぜひ空調——私は、たまたま視察で沖縄へ行くことがありまして、7月の末だったかな、日にち、ちょっと忘れたんですが、沖縄県庁に入ってみました。14階の一番上には展望室というのがあって、広い部屋で誰もいないんですが、物すごく冷えているんですね。涼しいんです。わあ、ここはいいな。

その隣に仕事をする部屋があったんですが、ここも、室内に扇風機なんて全然置いてないですね。空調だけで十分冷えていると。これは沖縄だからかなと、今年は熊本のほうが暑かったかなというふうな思いですけれども、これはそうじゃなくて、やっぱり施設の整備、クーラーの調整をするどうのこうのじゃなくて、設備は熊本も整っているというふうに思いますので、ぜひ職員の方が、仕事が本当にスムーズにできるようなそういう職場環境をつくっていただきたい、このように思います。

この辺は、一方では、二酸化炭素が多くなったら気候がどうこうということもありますけれども、それはそれで、やっぱり空調設備は生かしていくということと、ぜひ県の執行部の方も、それぞれお願いをして、職員の方のための空調施設にしていきたい、このように思います。ぜひよろしくお願いし

ておきます。

最後に、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道、これについて質問をさせていただきます。

今年6月に、空港アクセス鉄道の整備について、パンフレットが発行されています。アクセス鉄道の概要として、パンフレットの作成時点では、事業費約410億円、需要予測として、10年後の2035年は、1日に約4,900人が利用すると予測されています。

事業を推進する上で重要となるこれらの取組について、先日の本会議で知事が答弁されたとおり、需要が1日当たり6,500人に増える見込みとのことですが、気になる点として事業費も約610億円に増加することです。

阿蘇くまもと空港の利用者は増加が見込まれており、県は、最短で2034年度末の開業を目指していると聞いていますが、国が鉄道事業を許可する基準の一つに、開業40年以内の累積収支の黒字化があります。

この基準について、県の試算は、国が整備費の3分の1を補助することを前提としていたと思います。この点に関し、昨年9月議会の私の質問に対して、整備費用の負担については、J R九州との協議を行うとともに、国に対して最大限の支援を希望していると答弁されていますが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。

空港アクセス鉄道建設事業費約610億円の県の負担がどのようになるのか心配をしています。

そこでまず、J R九州との協議や国の支援について、具体的にどのような状況になっているのか、企画振興部長に伺います。

また、空港ライナーについては、2011年10月1日より、民間タクシーを利用してJ R肥後大津駅から阿蘇くまもと空港まで空港利用者を無料で乗車させ、試験運行として2017年春まで続けてきました。しかし、試験運行として5年以上も無料乗降を続けたにもかかわらず、2017年春に本格運行へ移行した後も、現在まで8年間も同じように無料での運行を続けている現状です。

昨年の9月議会では、費用負担について、年間約4,000万円の運行費用を県、大津町、J R九州、熊本国際空港株式会社が共同で負担しているとの答弁でした。

その上で、空港ライナーは多くの利用者があるものの、輸送力に限界がある点を踏まえ、今後増大する空港利用者に対応するためには、定時性や速達性、大量輸送の観点から、空港アクセス鉄道の整備が必須であると判断していると。さらに、空港アクセス鉄道の早期整備に全力で取り組むとのことでした。これでは、空港ライナーを14年間も無料で運行したのは、空港アクセス鉄道を建設するための方策の一つだったのかと思わざるを得ません。

そこで、空港ライナー利用の県の負担金はこれまで幾らで、今後の県の負担は幾らになるのか、あわせて、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 空港アクセス鉄道の整備については、事業費の精査、需要予測の精緻化、運行等に関するJ R九州との協議等を精力的に進めてまいりました。

その結果、事業費は約610億円となり、これに加え、空港アクセス鉄道の利便性や速達性を高めるための豊肥本線の機能強化に要する経費が約60億円との試算となりました。また、需要予測は、1日当たり約6,500人、B/Cは1.21となり、物価上昇等で増額になった事業費を踏まえても、十分な事業性が確保される結果となりました。

最新の需要予測を基に協議を行った結果、運行形態はJR九州が運行主体となり、既存路線と一体的に運行する上下分離方式を採用すること、費用負担は、空港アクセス鉄道の開業後に既存路線で生じる増益額を活用し、総事業費の3分の1を上限にJR九州が負担する方向で協議が調っています。

また、国の財政支援につきましては、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の活用など、最大限の財政支援を引き続き要望してまいります。

次に、空港ライナーについてお答えします。

空港ライナーは、平成23年10月に試験運行を開始し、徐々に利用者数を増やしながら、平成29年度から本格運行へ移行しました。運行に要する経費は、県に加え、大津町、JR九州及び熊本国際空港株式会社が構成する阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会が共同で負担し、その運行を支えています。

議員御質問のこれまでの県負担額は、14年間で約4億4,000万円です。今年度の県負担額は、タクシーの認可運賃改定等により、前年度比70万円増の約3,700万円です。

コロナ禍から回復した令和5年度には年間13万1,000人、昨年度は過去最高の年間約15万3,000人が利用され、今年度の繁忙期には、利用者の増加により、団体利用の予約を見合わせるなどの対応が必要となりました。

近年の利用ニーズの増大や空港アクセス鉄道整備の進捗状況も見据え、空港ライナーについても、今後の方向性を検討する時期を迎えているものと認識しており、関係者間での協議を開始したところです。

県としては、その結果も踏まえ、空港ライナーの安定的な運行の確保に向け、今後の運行方針を整理してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 部長より答弁をいただきました。

まず、空港アクセス鉄道の整備についてということですが、これは、当初、事業費が400億円だったんですね。それが610億円となるということで、利用者も増えているということの答弁ですけれども、私は、この空港アクセスは、もちろん、今現在では、肥後大津駅というところにいろんな建物が建ったり、それから企業もどんどん来ているということで、確かに以前とは違う状況になっていると思いますが、熊本県民が空港を使うときには、ほとんど自家用車で行っているにもかかわらず、この空港ライナーからこの空港アクセス鉄道というのが必要なのかということは……

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりますので、発言を簡潔に願います。

○岩中伸司君(続) ずっと今まで言い続けてきました。

このアクセス鉄道については、やっぱり610億円もかけて造る必要があるのかということは今でも思

っています。

並行して、空港ライナーが今運賃は無料で運営をされている。先ほど質問で申しましたが、これは、熊本県民は誰も知らないんじゃないですかね。これを知ってもらえば、逆に知った人は利用しているかもしれません。しかし、これが列車になってアクセス鉄道になったら、料金払わないかぬのでしようけれども、アクセス鉄道でも無料なら別ですけれども、このときは料金を払うということになるというふうに思います。

空港ライナーの運行については、私は、以前から非常に不思議な、不満も一つは持っています。本来は、スタートするときはそうじゃなかった、試験運行というところだけが無料で、本格運行になったらそうじゃないと、料金をちゃんと取ると思っていたんですけれども、そうじゃないやつを今でもずっと続けています。

ぜひ、この辺については、行政も、それぞれ県民の税金を使うわけですから、もう少し慎重に空港ライナーの取組についてはお願いをしていきたいというふうに思います。

この熊本空港アクセス鉄道については、今でも私は反対をするんですけれども、どんどん事業は進んでいくようです。残念ですけれども、ぜひよろしくお願いをいたします。